

(その1)

収 支 報 告 書



会計	繰越	検算	転記		
ⓐ	ⓐ	㊦	㊧	○	○

令和 3 年分
(令和 年 月 日開催分)

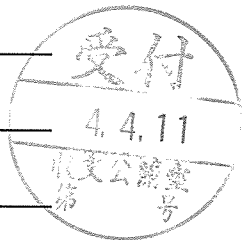
1 (ふりがな) 政治団体の名称 にじゅういち
たかまろう 21

2 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市白山1丁目4-18

3 代表者の氏名
福岡 資麿

4 会計責任者の氏名
小部 茂俊

事務担当者の氏名
豊福 桂香
(電話) 0952-20-0111
(電話) _____
(電話) _____



政治団体の区分

<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分

<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
--	--------------------------------------

資金管理団体の指定の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>参議院議員(現職)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>福岡 資麿</u>

国会議員関係政治団体の区分

<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>福岡 資麿</u>
公職の種類 <u>参議院議員(現職)</u>

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- 備考
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「V」を記入すること。
 - 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
 - 「資金管理団体の指定の有無」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
 - 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「V」を記入すること。
 - 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の、「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
 - 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の機関のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,107,421
(前年からの繰越額)	473,413
(本年の収入額)	1,634,008
支 出 総 額	345,729
翌年への繰越額	1,761,692

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,634,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,634,000	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,634,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
沖田 信光	50,000	R3.4.26	佐賀県佐賀市若宮2-16-20	医師		
木原 昭裕	30,000	R3.4.26	佐賀県鹿島市高津原4241-5	医師		
白川 十郎	5,000	R3.4.26	佐賀県伊万里市新天町462-6	会社役員		
島内 正彦	3,000	R3.4.26	佐賀県小城市牛津町牛津727-5	無職		
川崎 達成	10,000	R3.4.27	佐賀県杵島郡白石町遠江1746-5	会社員		
古賀 茂樹	10,000	R3.4.28	佐賀県鹿島市高津原3795-1	会社員		
北村 幸之助	30,000	R3.4.30	神奈川県南足柄市沼田10-14	会社員		
寺崎 京子	20,000	R3.4.30	佐賀県三養基郡みやき町原古賀308	無職		
豆田 眞幸	30,000	R3.4.30	佐賀県佐賀市三瀬村三瀬374	無職		
栄岩 伸穂	10,000	R3.5.7	佐賀県佐賀市神野西4-10-9	団体役員		
寺崎 隆文	10,000	R3.5.7	佐賀県三養基郡みやき町原古賀308	会社役員		
柳川 正純	5,000	R3.5.10	佐賀県佐賀市多布施1-7-26	会社役員		
江口 尚久	20,000	R3.5.11	佐賀県小城市三日月町金田1151-2	医師		
香上 憲造	30,000	R3.5.11	佐賀県佐賀市川副町西古賀497	団体役員		
角田 再起	15,000	R3.5.12	佐賀県神埼市千代田町用作2043-1	会社員		
この頁の小計	278,000					
その他の寄附	0					
合計	0					

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
櫻木 徹	30,000	R3.5.21	佐賀県佐賀市兵庫北3-1-10-606	医師	
川井 真太郎	20,000	R3.5.26	佐賀県伊万里市新天町619	会社役員	
〃	20,000	R3.12.15	佐賀県伊万里市新天町619	会社役員	
松尾 哲吾	100,000	R3.7.6	佐賀県神埼市神埼町鶴3171-1	会社役員	
米岡 初代	50,000	R3.8.27	佐賀県伊万里市二里町大里乙933	無職	
倉田 雄平	50,000	R3.9.1	熊本県熊本市中央区出水1-1-49 クレアドール水前寺公園1101	会社員	
川崎 芳弘	5,000	R3.9.9	佐賀県佐賀市下田町5-18	無職	
大浦 登代子	100,000	R3.11.2	佐賀県唐津市北波多岸山765	会社役員	
この頁の小計	375,000				
その他の寄附	981,000				
合計	1,634,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	106,254	
(4) 事 務 所 費	239,475	
小 計	345,729	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	345,729	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
封筒代	51,920	R3.5.25	株式会社副島印刷	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-3	
封筒代	52,800	R3.12.10	株式会社副島印刷	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-3	
この頁の小計	104,720				
その他の支出	1,534				
合計	106,254				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
収支報告監査費用	33,000	R3.3.17	古藤俊隆税理士事務所 税理士 古藤俊隆	佐賀県佐賀市駅前中央2-5-10-101	
郵便代	24,024	R3.4.23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	57,024				
その他の支出	182,451				
合計	239,475				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

政治資金監査報告書

令和4年3月25日

たかまろう21

代表 福岡 資麿 殿

登録政治資金監査人

お 藤 俊 隆



登録番号 第447号

研修終了年月日 平成21年2月5日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、たかまろう21の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、たかまろう21の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

たかまろう21と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上

